

質問事項に対する回答書④

(件名) 北陸自動車道 R7上越管内舗装補修工事

| 番号 | 日付 | 資料の種類 | ページ | 章の番号等 | 質問事項 | 回答 |
|----|--------|-------|-----|-------|--|---|
| 1 | 11月27日 | 特記仕様書 | 16 | 16-2 | 打換工の施工に伴い、「粒状路盤廃材」と「セメント安定処理路盤廃材」が発生いたします。 どちらの廃材についても「建設発生土」として運搬・処分で計画されりますでしょうか。もしくは「セメント安定処理路盤廃材」についてはコンクリート塊として運搬・処分でしょうか。 それぞれの廃材につきまして、廃棄物の種類についてご教授願います。 | 特記仕様書24-3「アスファルト舗装改良工」24-3-6「路面切削」(6)、(7)に示すとおり、どちらの廃材についても建設発生土としての運搬・処分となります。 |